

徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業 補助金申請要領

募集期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月15日（金）午後5時まで
（必着）

※応募・採択状況により、再募集を行うことがあります。

提出先

「郵送」または「持参」により次の宛先まで提出して下さい。

※申請書類の到達の有無に関するお問い合わせについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先>

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県 生活環境部 交通政策課（10階）鉄道活性化担当

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記入してください。

※簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※送料は申請事業者側でご負担をお願いします。

お問い合わせ

午前9時から午後5時まで（土・日・祝を除く）

徳島県 生活環境部 交通政策課 鉄道活性化担当

電話 088-621-2581

FAX 088-621-2832

電子メール koutsuuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

1 趣旨

本補助金は、物価高騰や人口減少等の影響により、地域公共交通を取り巻く環境が一層厳しくなっている背景を踏まえ、県内の公共交通の維持及び確保のため、公共交通事業者が行う特性を活かした収益力の向上や高付加価値化による「稼ぐ力」を高める取組の促進に要する経費に対し、必要な経費を支援するものです。

※この事業は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

2 補助対象事業者

(1) 県内に事務所等を有する次の公共交通事業者

- ・乗合バス事業者
- ・鉄道事業者
- ・タクシー事業者

(2) 上記公共交通事業者と他分野の事業者等により構成される共同体

3 補助対象となる事業期間

交付決定日から令和9年2月26日（金）までの間

※交付決定前に着手した事業経費は補助の対象となりません。

4 補助率及び上限額

(1) 補助率：補助対象経費の3分の2以内

(2) 上限額：5,000千円以内

5 補助対象経費

公共交通の特性を活かした収益力の向上や利便性向上、利用促進につながる取組に必要な経費を対象として支援します。

(1) 想定される経費は以下のとおりです。

- ・人件費等：報酬・謝礼に係る経費等（当該事業に従事していると明確なもの）
- ・旅費：出張等に係る交通費等の実費
- ・機械装置等費：機械装置その他備品の製作、購入又は借用に要する経費、付帯工事費、保守・改造修理費
- ・物品費：部品、資材、消耗品等の制作又は購入に要する経費
- ・委託費：外部の専門機関や共同研究企業への調査等委託費
- ・その他経費：資料の印刷製本費、会議費、通信運搬費、物品等の借損及び使用、設備使用料、広報費、販売促進費、保険料、データ・権利等使用料等に係る経費

(2) 上記経費であっても、次のものは補助対象経費となりません。

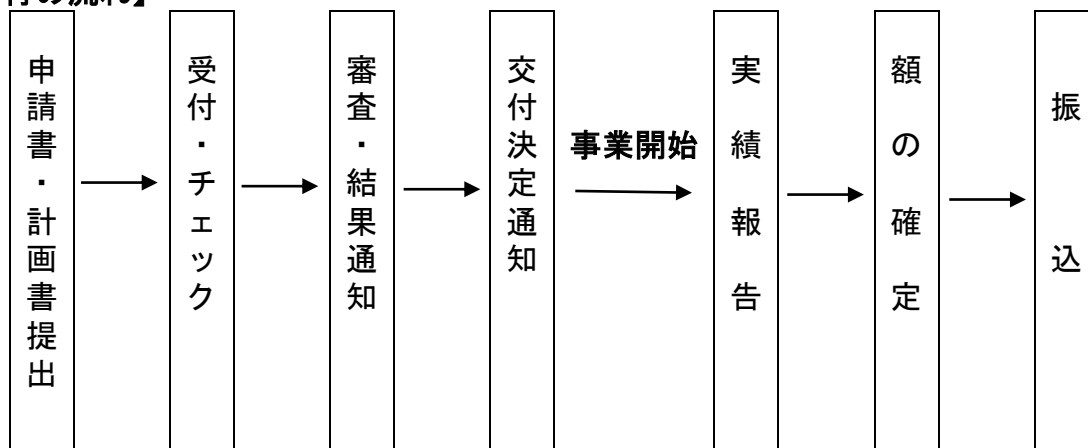
過剰と見なされるもの、将来用、兼用及び予備用のもの並びに補助対象事業以外において使用することを目的としたものに係る経費

- (3) 交付決定日以降に発注し、補助事業期間内に支払が完了する必要があります。
- ・ 実際の使用が補助事業期間中であっても、交付決定日より前に発注や契約等を行った場合、その経費は補助対象外
 - ・ 補助事業期間中に発注や引き渡し、支払等があっても、実際の使用が補助事業期間外であれば、その経費は補助対象外
- (4) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費が対象です。
- ・ 見積書、発注書又は契約書、納品書、請求書、銀行振込受領書、領収書等の一連の証拠書類を保存、整理するとともに、補助事業以外の事業（既存事業等）と明確に分けて記帳しておくこと
 - ・ 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合は、その物件等に係る経費は補助対象外
- (5) その他補助対象とならない経費については、以下のとおりです。
- ・ 用地費
 - ・ 貸付金及び保証金
 - ・ 事業目的以外の用途に使用可能な汎用性の高い備品
 - ・ 事業と直接的な関連性を有しない施設整備
- ※ただし、汎用性の高いパソコン本体（タブレット端末含む）・周辺機器については、事業の実施に必要なと認められる最小限度のものであり、生産プロセスの改善や生産性向上等の取組のために導入する設備、ソフトウェアやシステム等と一体となって利用するものに限り、補助対象となります。
- (6) 補助対象経費全般にわたる留意事項
- ・ 可能な限り県内事業者への発注に努めること
- (7) 補助対象経費は、「消費税及び地方消費税額」を除いた額とします。
- 補助金については、事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当し、確定申告の際に補助事業における仕入に課される「消費税及び地方消費税額」について、その控除税額の還付を受けることも可能となり、この場合、実質的に二重交付となるため、この補助事業においては、仕入に課される「消費税及び地方消費税額」を含む補助事業において課される全ての「消費税及び地方消費税額」を補助対象外経費として扱うこととします。

6 補助金の申請に必要な書類等の入手方法

県のホームページから、申請に必要な書類等を入手することができます。

【交付の流れ】



※計画書と事業内容の補足資料を期限までに提出いただき、事業内容を審査の上、採否結果を通知します。

※審査は、以下の観点などから、提出された書面により行います。

「稼ぐ力」及び付加価値の向上度	収益力の向上や高付加価値による「稼ぐ力」を高める事業か
対象事業の継続性	一過性ではなく、継続性のある事業内容となっているか
業務遂行の確実性	事業実施体制や実施計画（スケジュール）など実現性の高い事業か
予算の妥当性	事業内容が予算的に妥当なものか

7 申請に必要な書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算（見込）書（様式第3号）
- ④補助金所要額調書（様式第4号）
- ⑤誓約書（様式第5号）
- ⑥その他知事が必要と認める書類

8 補助金の交付決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは補助金の交付決定を行います。

※補助金交付決定額は取組完了後の最終的な補助金交付額を決定・保証するものではありません。

交付された補助金及び取得・効用増加した財産は、公共交通の利便性向上等に資するよう効率的に運用し、事業完了後も善良な管理者の注意をもって適正に管理する必要があります。

また、国や県が実施する同種の補助金等との重複受給はできません。

なお、以下の場合、金額の全部又は一部の返還を求めることがあります。

- ・知事の承認を受けて財産処分を行う場合
- ・事業完了後に消費税等の仕入控除税額が確定し、知事へ報告（様式第6号）を行った場合

9 補助事業の遂行

補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはなりません。

申請内容を変更・廃止する場合や補助事業者の情報を変更した場合には、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）、事業変更（中止・廃止）計画書、収支予算（見込）書、補助金（変更）所要額調書、その他知事が必要と認める書類により、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（経費配分額の20パーセント以内の変更や、補助金額や事業目的に変更のない事業計画の細部の変更）に該当する場合は除きます。

10 実績報告書の提出

補助事業完了の日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内、または令和9年2月26日（金）のいずれか早い期日までに下記の書類を提出してください。

また、実績報告において、実績が計画と著しく異なる等の状況が認められた場合は、交付決定額の減額や交付が取り消されることがあることにご留意ください。

- ①実績報告書（様式第10号）
- ②事業実績報告書（様式第11号）
- ③収支決算書（様式第12号）
- ④その他知事が必要と認める書類

なお、要綱第6条第3項ただし書により申請した補助事業者は、実績報告書の提出前

に消費税等の仕入控除税額が確定した場合、交付金額からの減額手続を行うものとします。

また、第6条第3項ただし書により申請した補助事業者は、実績報告書の提出後に消費税等の仕入控除税額が確定した場合、速やかに仕入控除税額報告書（様式第6号）により知事へ報告しなければならず、その報告に基づき知事が必要があると認めるときは、当該税額の全部又は一部の返還を命ずるものとします。

1 1 補助金の支払い

実績報告書の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定、及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助金の額確定通知書により通知し、補助金を交付します。

1 2 交付決定の取消し

補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に10.95%の割合で計算した額（加算額）を支払うこととなります。

また、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、返還すべき補助金及び加算金の全部または一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して、10.95%の割合で計算した額（延滞金）を支払うこととなります。

1 3 財産の管理及び処分

- ・ 補助事業者は、当該補助事業により取得したまたは効用の増加した財産について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければなりません。
- ・ 補助金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて設備整備状況に関する検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。
- ・ 補助金にかかる支出書類を整備し、事業完了後、5年間保存しておいてください。
- ・ 施工において50万円（税抜き）以上の工事を行う場合等、「処分制限財産」に該当し、事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。
- ・ 処分期間内に当該財産を処分する場合には、必ず徳島県知事へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。
- ・ 財産処分を承認した事業者に対し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付していただくことがあります。承認を得ずに処分を行うと、補助金交付取消・返還命令の対象となりますので、事業実施にあたっては十分ご注意ください。

1 4 その他

- ・ 「徳島県地域公共交通物価高騰対策収益力強化事業補助金交付要綱」もお読み下さい。